

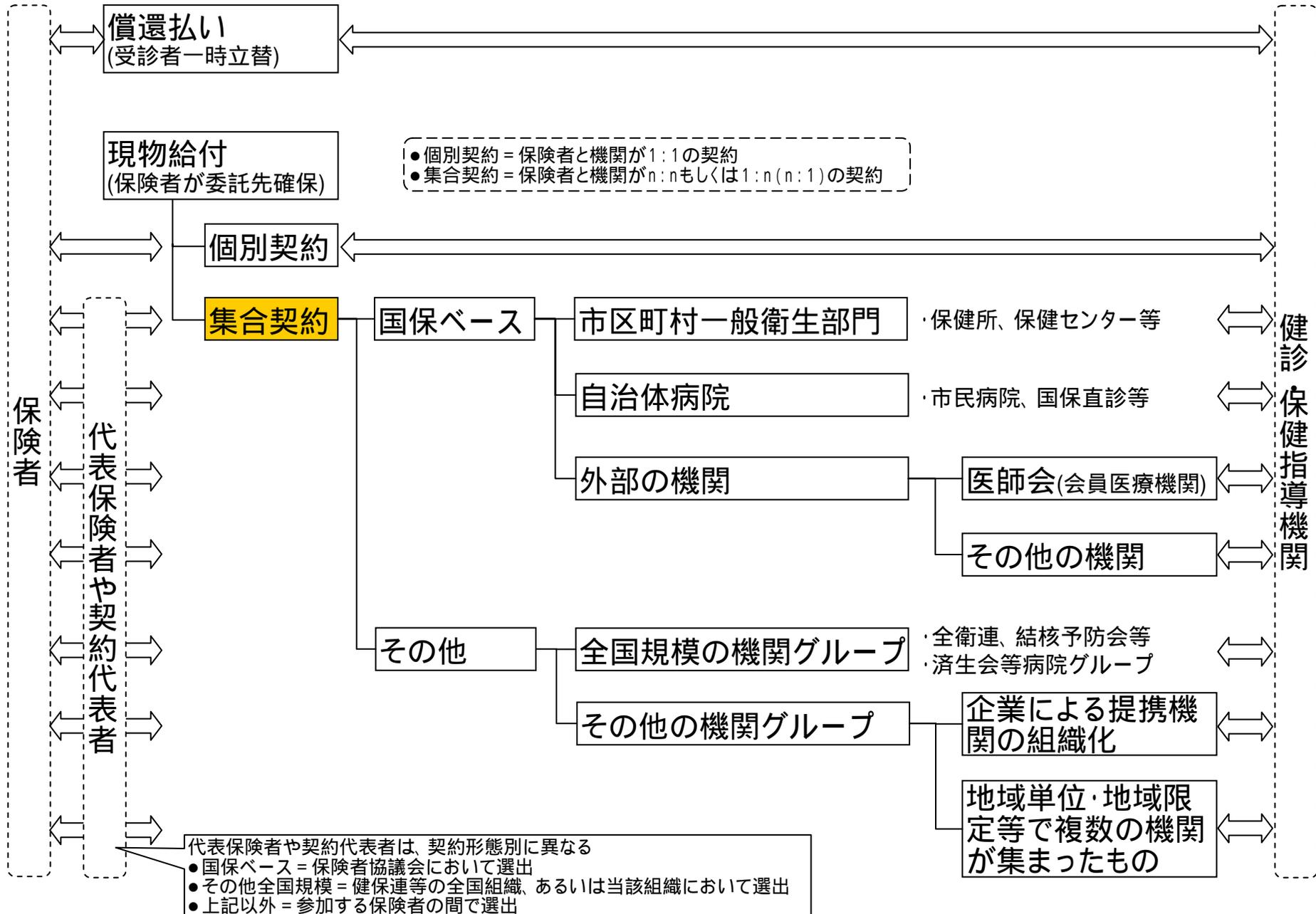
集合契約の成立に向けて

本資料は概要を把握するための資料であり、詳細については「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の「6.集合契約」を参照されたい。なお、手引きは厚生労働省ホームページに関連資料も含め掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03d.html>

集合契約とは

直営以外での実施形態(主な分類)



必要性

実施機関として、地元の多くの対象者(国保被保険者・被用者保険の被扶養者)に利用してもらうためには……

多くの医療保険者(特に、地元の国保や全国の被用者保険)と委託契約を締結することが必要

医療保険者は、都道府県単位でグループとなり、契約事務の負担を省力化するため、実施機関との契約本数の集約化を希望

医療保険者のグループと一括で契約できるよう、可能な範囲で実施機関もグループ化(例:医師会、全国規模の団体・企業によるグループ化等)して契約

なお、グループ化する場合、必ず契約単価を揃えなければならない訳ではない

医療保険者のグループと個別に契約

(グループ化が困難な場合であっても、医療保険者が契約する意向がある場合)

医療保険者
にとって

集合契約の成立

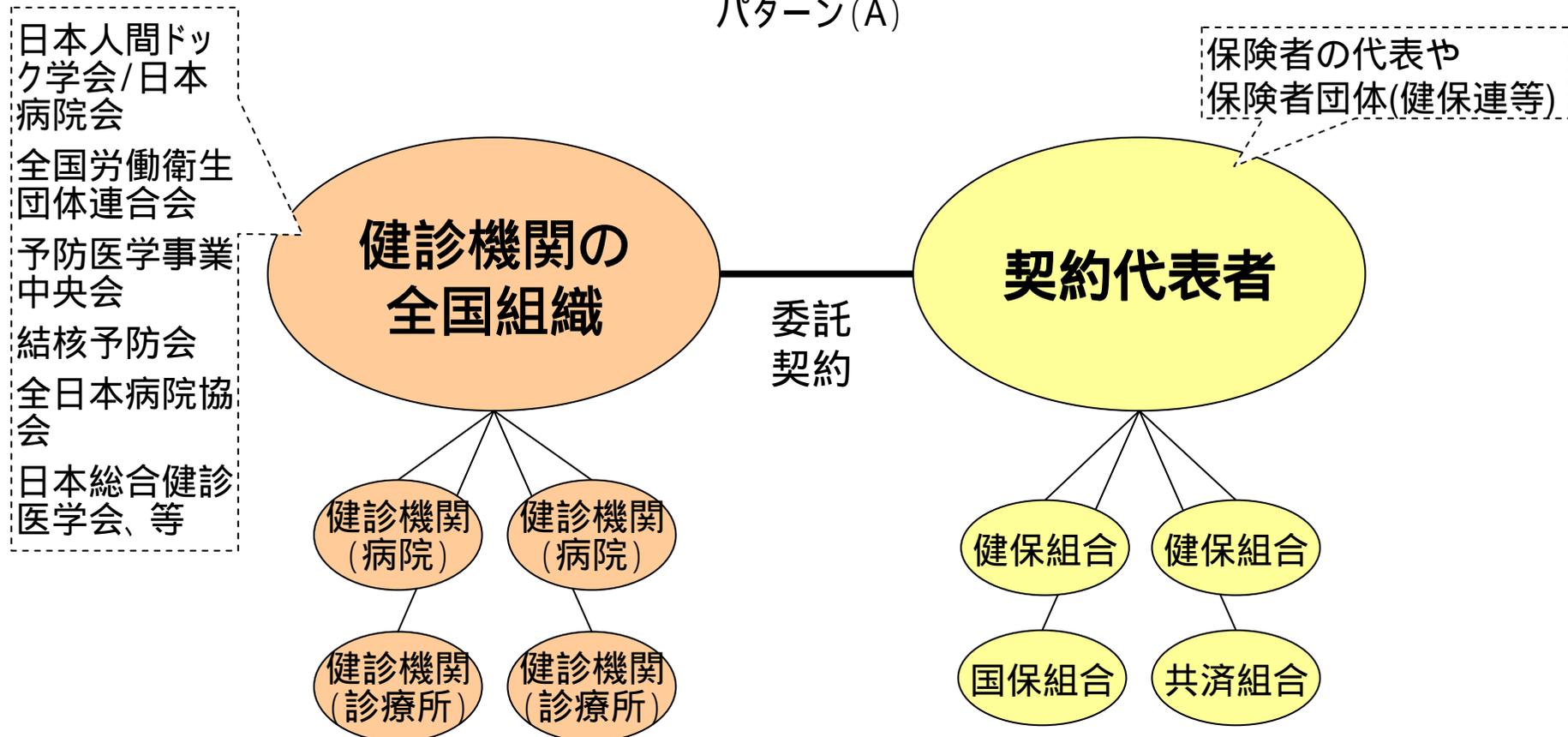
医療保険者
にとって

集合契約のパターン

グループでの契約である集合契約は、グループのまとまり方によって、多様なパターンが考えられる。

主なグループ化のパターンとして、次の(A)(B)がある。

【全国各地の健診機関で実施する場合】
パターン(A)



市町村(国保)が、直診施設等で直接特定健診等を行う場合



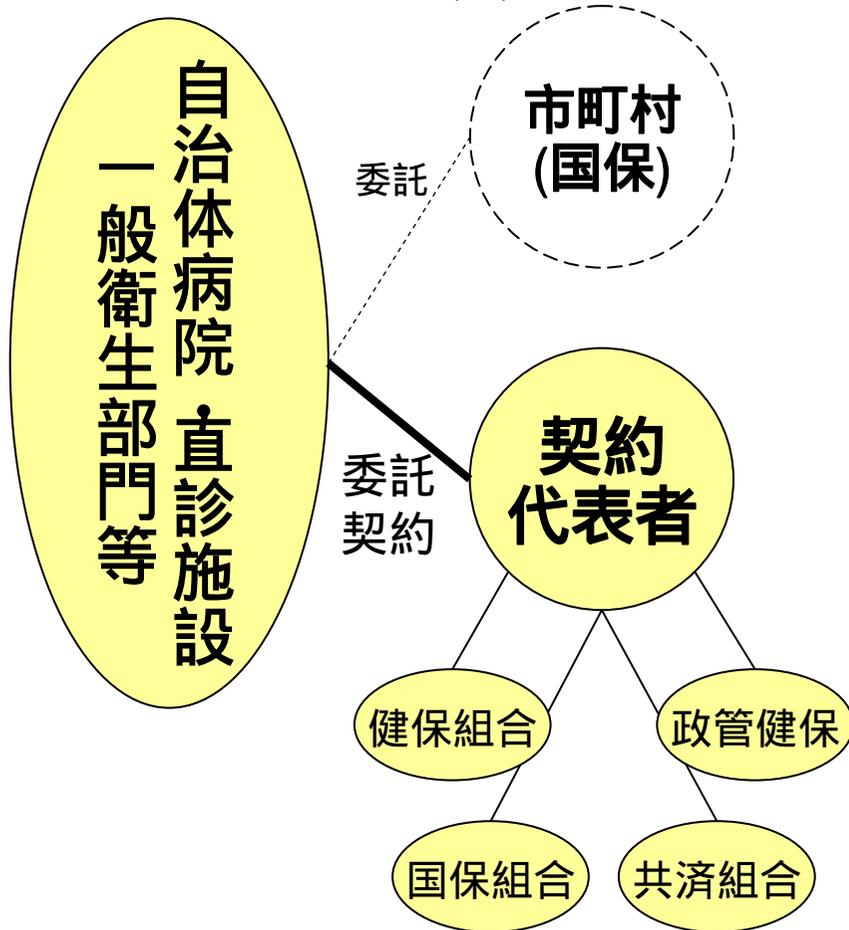
被用者保険は、直診施設等と委託契約。

市町村(国保)が、外部の機関(地区医師会等)に委託して特定健診等を実施する場合

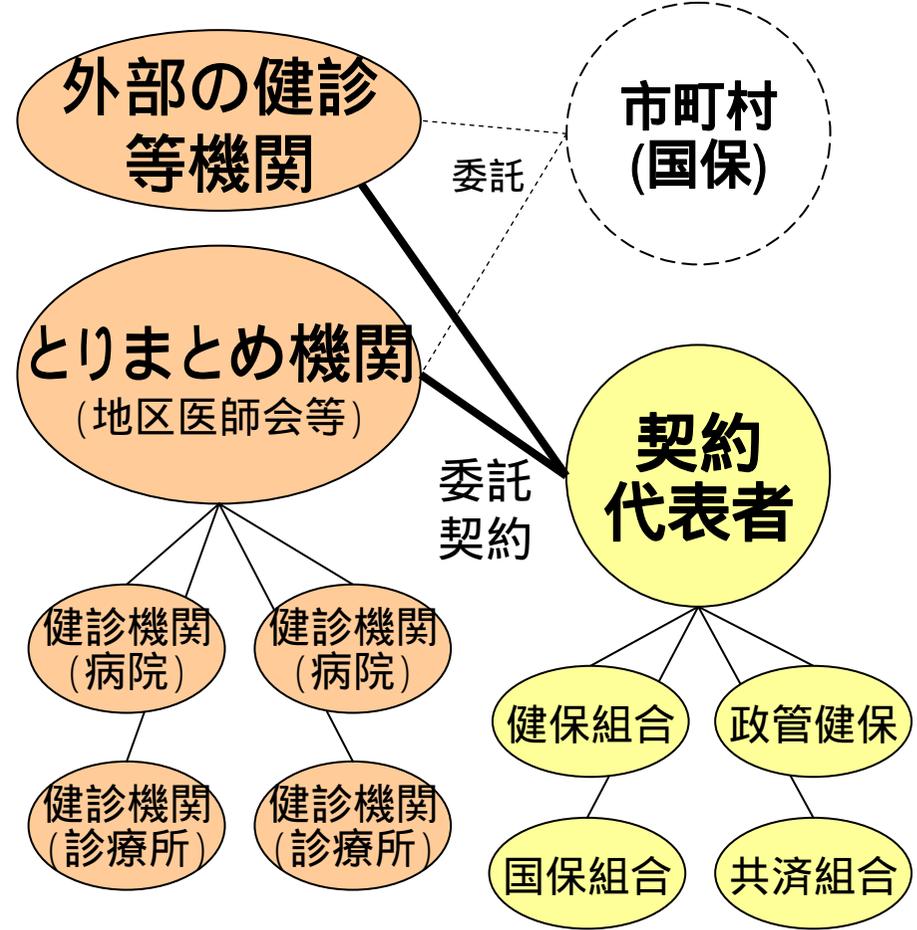


市町村(国保)の契約条件(単価・内容)を参考としつつ、被用者保険と外部の機関(地区医師会等)が交渉により契約
市町村(国保)は、保険者協議会を通じ、必要な支援(情報提供・取次ぎ等)を行う。

【国保が直診等で実施する場合】
パターン(B)

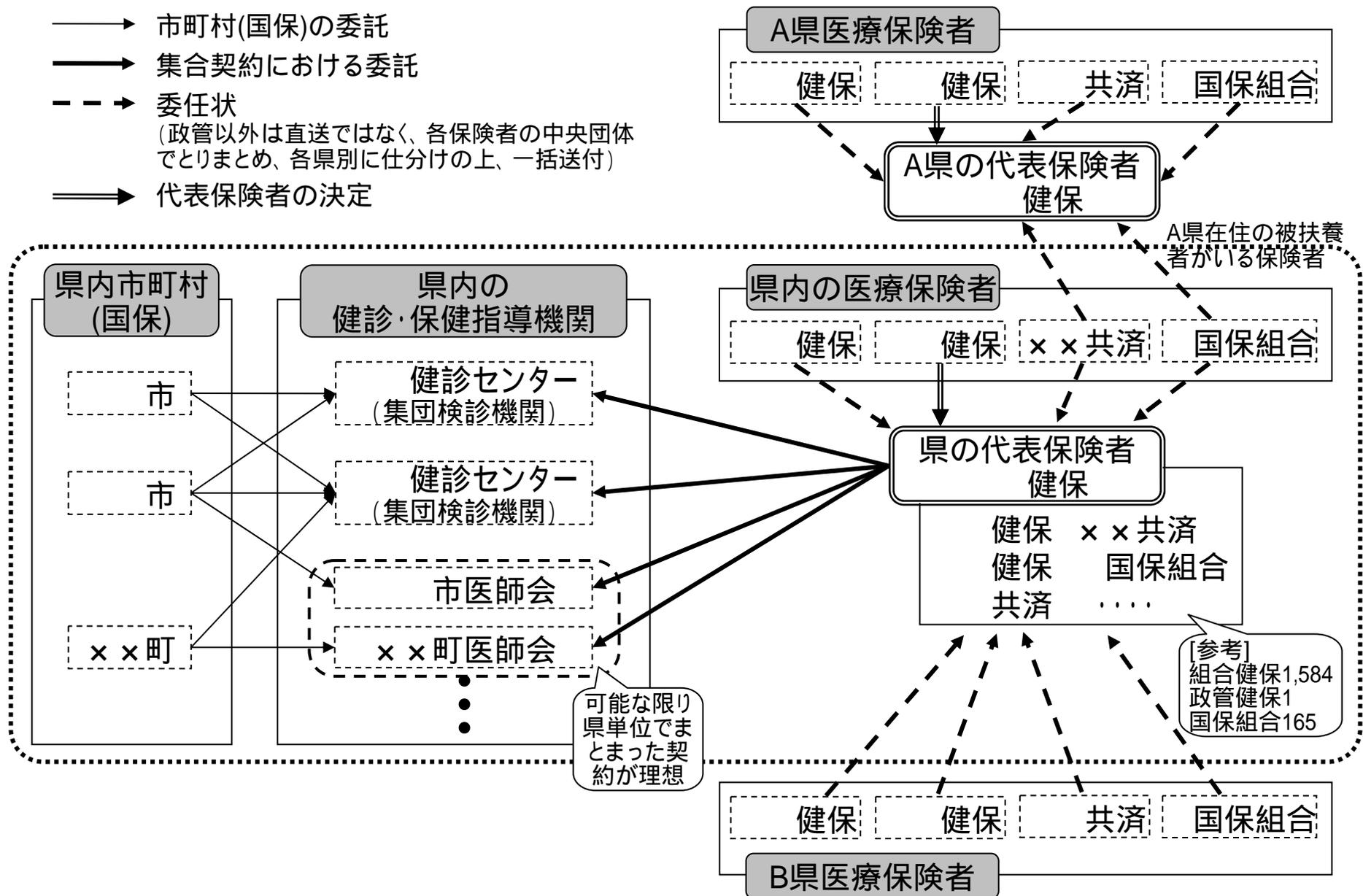


【国保が、外部の機関等に委託する場合】
パターン(B)

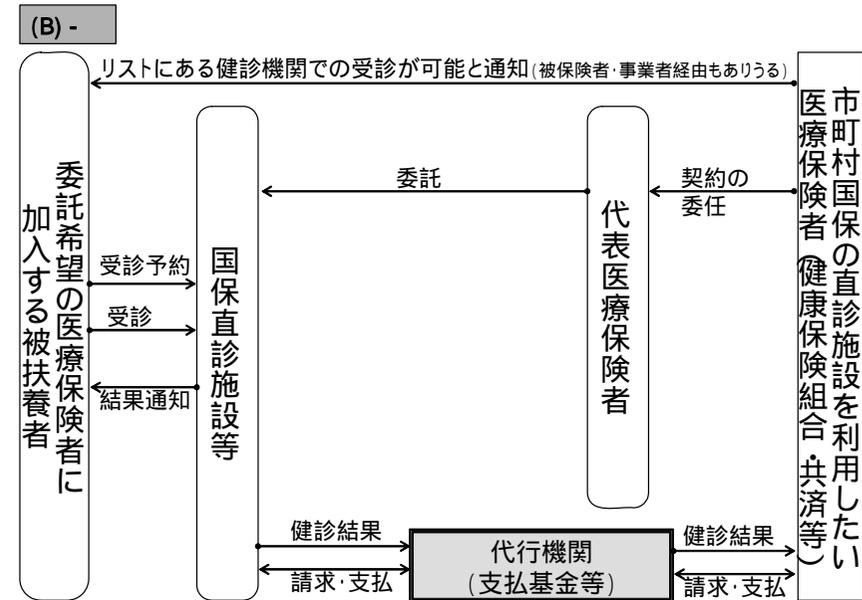
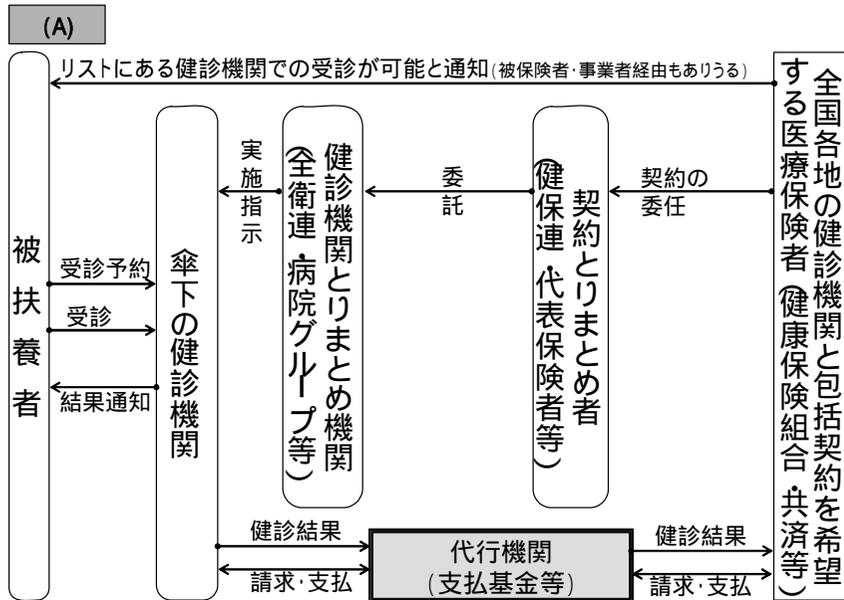


参考：集合契約（国保ベース）における各主体間の関係（イメージ）

- 市町村(国保)の委託
- 集合契約における委託
- - -→ 委任状
(政管以外は直送ではなく、各保険者の中央団体でとりまとめ、各県別に仕分けの上、一括送付)
- ====→ 代表保険者の決定

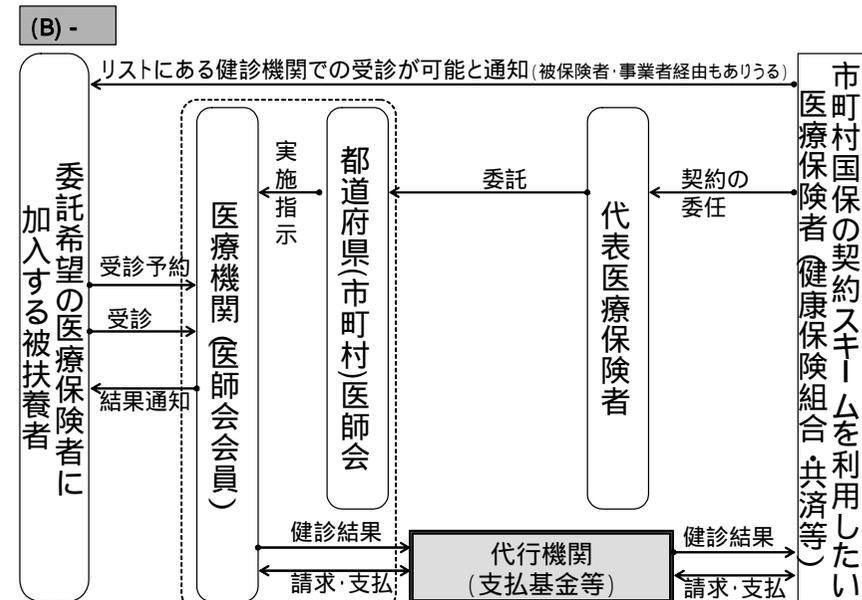


代行機関(決済やデータのとりまとめ)



- 集合契約は契約のみの集約化であり、実際の請求・データ送付は、多数の保険者への直送となるため、実施機関の負荷は膨大。
- これを避けるため、実施機関と保険者との間に代行機関を置き、実施機関は代行機関のみに各保険者分を仕分けせず一括送付できるようにする。
- 代行機関では、請求とデータのとりまとめ・仕分けや点検が為され、実施内容や金額等の不備や誤り等あれば差し戻し、問題なければ保険者に送付される。

代行機関は自由参入のため、多数発生する可能性があるが、保険者が低廉で安心できる代行機関を選定・委託する(市町村国保の場合は国保連、被用者保険は主に支払基金を予定)。



市町村は、住民である被扶養者の健康の保持の観点から、代表医療保険者が都道府県(あるいは市町村)医師会と円滑に委託契約できるように保険者協議会を通じて助言を行う。

集合契約の成立に向けて

成立方法(実施機関側)

保険者がグループを形成し、契約代表者を決め、実施機関グループ(あるいは個別機関)との契約準備作業に入る。

保険者団体(健保連等)や保険者協議会(各都道府県)が一般的。



実施機関は、参加したい集合契約グループのとりまとめ者に、委任状(契約行為に限る委任)を提出。

全国団体(全衛連や結核予防会等)や医師会(都道府県医師会・地区医師会)等が一般的。

医師会の場合は委任状(契約行為に限る)が不要な場合(会員医療機関での実施という契約であれば)もある。



実施機関グループ(あるいは個別機関)は、保険者グループとの交渉・調整(単価・内容等)を行い、その結果セットされた契約書に調印。

標準契約書に、保険者(甲)及び実施機関(乙)のリストや、契約単価等を設定し、契約書を作成。

リストのセットは、甲(or乙)が乙(or甲)のリストを一式受領する形態が主となる。

市町村国保の実施形態を基本とする場合は、都道府県を通じ各市町村から乙のリストを一式受領する。

契約書のセットは2~3月、調印は4月

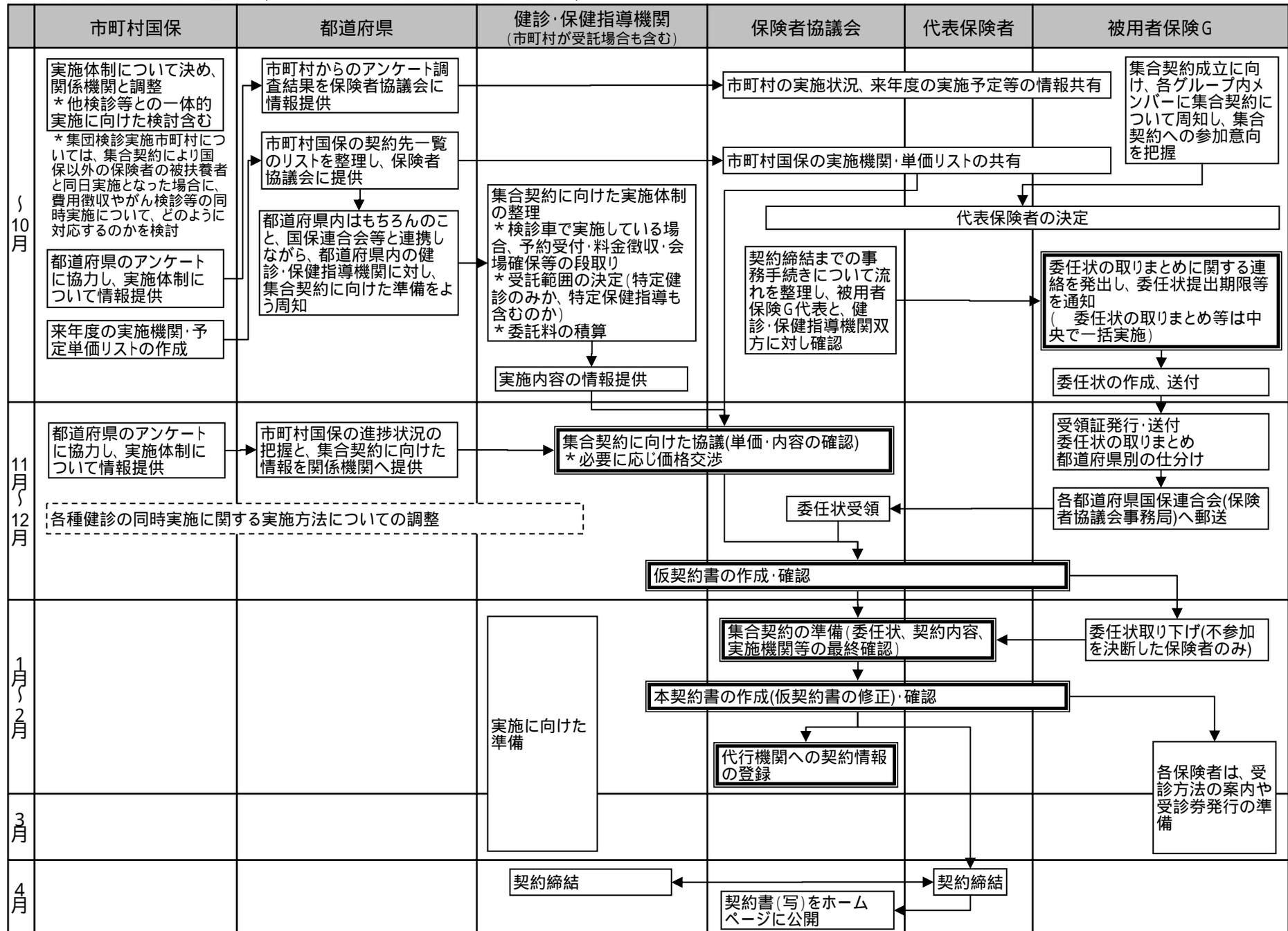
契約後(参考)



集合契約において受診(利用)券と代行機関は必須

- 保険者は、受診(利用)者が実施機関の窓口提出する受診(利用)券を発行し、受診(利用)者に受診(利用)可能機関リストを案内
- 受診(利用)者は、リストの機関から選んで受診(利用)
- 実施機関は保険者に結果と請求を直送するのではなく、代行機関を介して送付

集合契約成立に向けた工程表(市町村国保のスキームを利用する場合)



■ 実施方法や実施者について、今後検討が必要な事項

実施機関としての 準備や実施の流れ

